

インボイス制度 ーオンライン説明会ー

～ 応用編 ～

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

(令和6年4月)

○ インボイス制度における請求書及び帳簿の記帳

請求書等の記載

> インボイス記載事項とイメージ

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② **登録番号** 《課税事業者のみ登録可》
- ③ 取引年月日
- ④ 取引の内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑥ **適用税率**
- ⑦ **消費税額**
- ⑧ 請求書受領者の氏名又は名称

請求書

〇〇(株)御中

(株)△△ (T1234...)

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

・ 小売店など不特定多数の者を相手方とする事業では、簡易インボイス発行可能(⑧宛名不要・⑥⑦税率か税額のどちらかでよい)

・ 複数の書類で記載事項を満たすことも可能

・ 買手である課税事業者の求めに応じて交付義務が生じる

帳簿の記帳

> インボイス制度後における帳簿については、基本的に区分記載請求書等保存方式から変更はない

【税込経理】

総勘定元帳（仕入れ）			(株)〇〇	
月日		摘要	借方	貸方
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額

【税抜経理】

総勘定元帳（仕入れ）			(株)〇〇	
月日		摘要	借方	貸方
11	2	(株)△△ 雑貨	20,000	
		(仮払消費税等)	(2,000)	
11	2	(株)△△ 食料品 ※	20,000	
		(仮払消費税等)	(1,600)	
⋮	⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象

○ 消費税額等の端数処理①（基本ルール）

端数処理のルール

- > インボイスの記載事項である「消費税額等」は、**1円未満の端数**が生じる可能性がある
- > そうした端数については、「**1インボイス当たり税率ごとにそれぞれ1回**」というルールに従って処理する必要がある

対価の額	税率	消費税額
11,345	10%	1,134
12,549	10%	1,254
9,987	8%	798
12,345	8%	987
計 23,894	10%	2,388
計 22,332	8%	1,785

明細行ごとに消費税額を算出し端数処理

⇒ 算出した消費税額を足し算

必要に応じて
システム対応

対価の額	税率	消費税額
11,345	10%	1,134
12,549	10%	1,254
9,987	8%	798
12,345	8%	987
計 23,894	10%	2,389
計 22,332	8%	1,786

⇒ 税率ごとの対価の額の合計額に税率を
乗じて算出

税抜価額	税率	税額	税込価額
11,345	10%	1,134	12,479
12,549	10%	1,254	13,803
9,987	8%	798	10,785
12,345	8%	987	13,332
税込計 26,282	10%	税 2,389	
税込計 24,117	8%	税 1,786	

⇒ 税率ごとの税込価額の合計額に10/110 or
8/108を乗じて算出

税込価額の算出に係る
端数処理は自由

○ 消費税額等の端数処理②（複数書類の場合）

相互の書類を一体としてインボイスとする場合

①納品書毎に端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、納品書A：9円＋納品書B：9円＝**18円**

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 5 NoA				
○(※)					
保存義務					
買手：○ 売手：○					

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめa1※	35			
かんづめa2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

※は軽減税率対象品目

■株式会社

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 20 NoB				
○(※)					
保存義務					
買手：○ 売手：○					

品名	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
かんづめb1※	35			
かんづめb2※	35			
発泡酒	46			
8%対象合計	70	8%	5	75
10%対象合計	46	10%	4	50

※は軽減税率対象品目

■株式会社

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

インボイス	○株式会社 御中 請求書 HO. 7. 31	
○(※)		
保存義務		
買手：○ 売手：○		

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額	250	(税込金額)
------	-----	--------

(内訳) 納品書NoA、納品書NoB

登録番号:T1234...

■株式会社

②月次請求書でまとめて端数処理する

インボイスに記載された消費税額は、請求書：**20円**

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 5 NoA				
○(※)					
保存義務					
買手：○ 売手：○					

品名	税抜金額
かんづめa1※	35
かんづめa2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目

■株式会社

インボイス	○株式会社 御中 納品書 HO. 7. 20 NoB				
○(※)					
保存義務					
買手：○ 売手：○					

品名	税抜金額
かんづめb1※	35
かんづめb2※	35
発泡酒	46
合計	116

※は軽減税率対象品目

■株式会社

インボイス	○株式会社 御中 請求書 HO. 7. 31				
○(※)					
保存義務					
買手：○ 売手：○					

今月分の請求になります。
ご確認の上、当社指定口座に8/20までにお振り込みください。

請求金額	252	(税込金額)
------	-----	--------

	税抜金額	税率	消費税額	税込金額
8%対象合計	140	8%	11	151
10%対象合計	92	10%	9	101

(内訳) 納品書NoA、納品書NoB

登録番号:T1234...

■株式会社

1インボイスにつき、
税率ごと端数処理1回

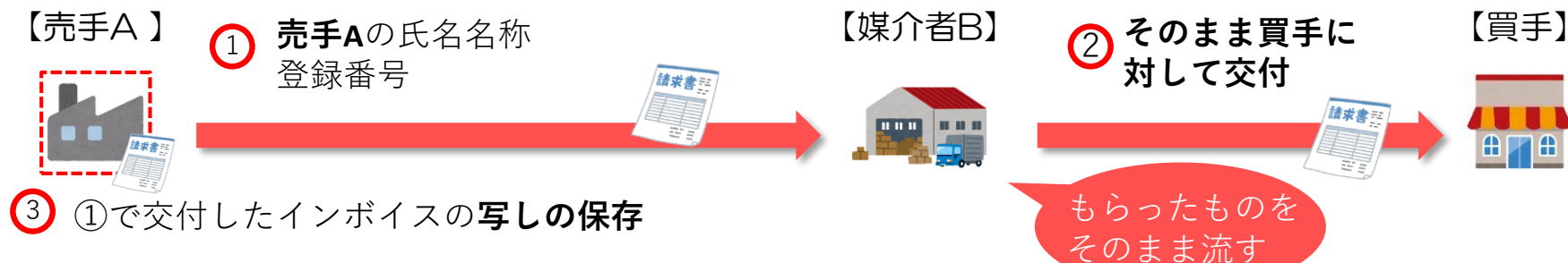
※ 納品書と請求書に別々に記載された「記載事項」を合わせて「インボイス」とする
(注)各書類中、**太文字(ゴシック体)**がインボイス「記載事項」を示す。

○ インボイスの特殊な交付方法

インボイスの特殊な交付方法

> 売手と買手の間に媒介者がある場合のインボイスの交付方法は、**直接交付**・**代理交付**・**媒介者交付**特例という3つのパターンが存在する（赤点線の者はインボイス発行事業者である必要）

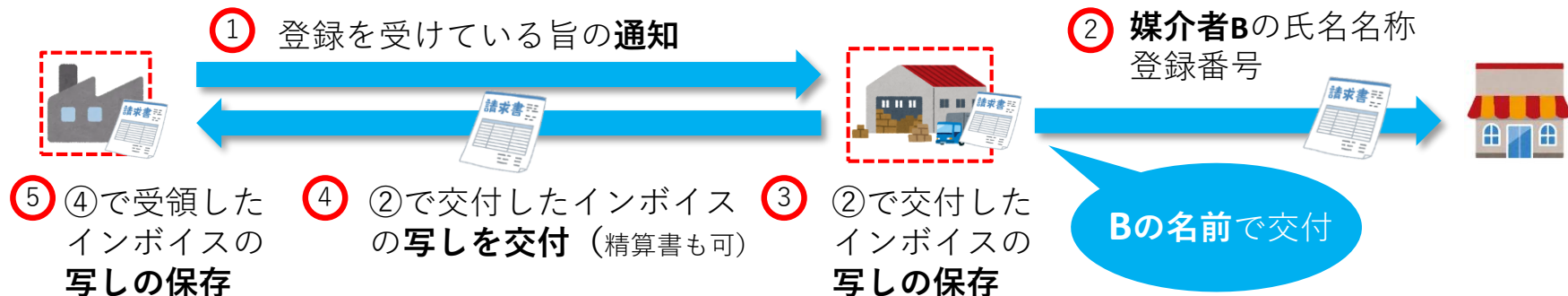
直接交付



代理交付



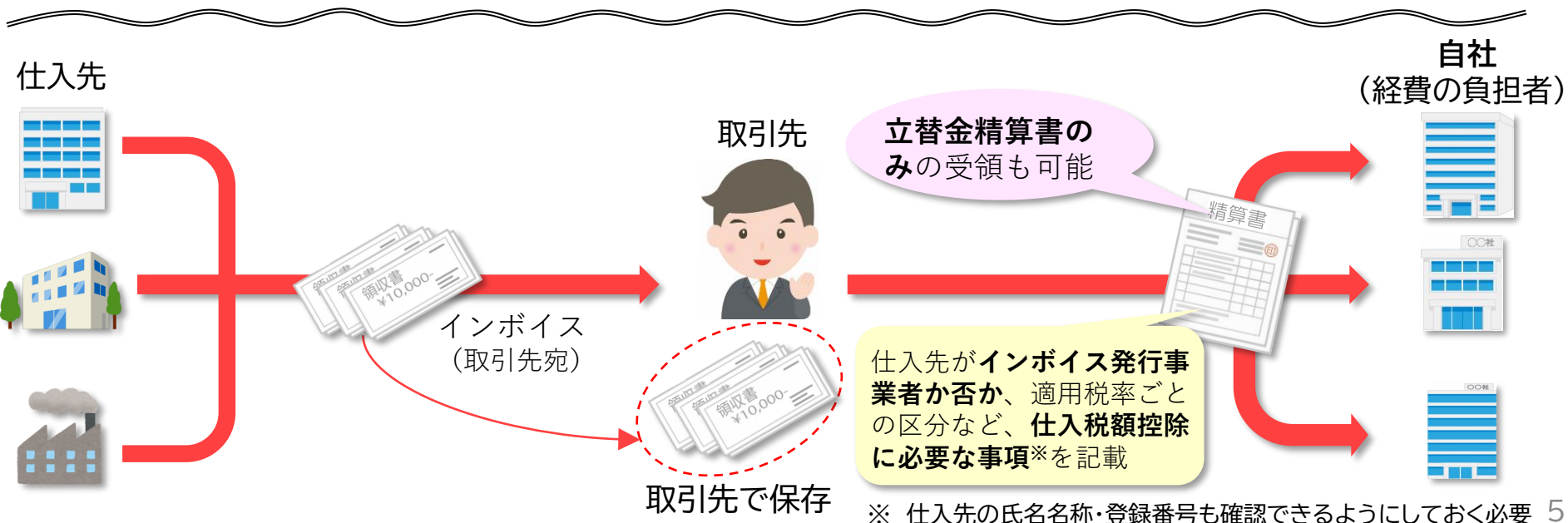
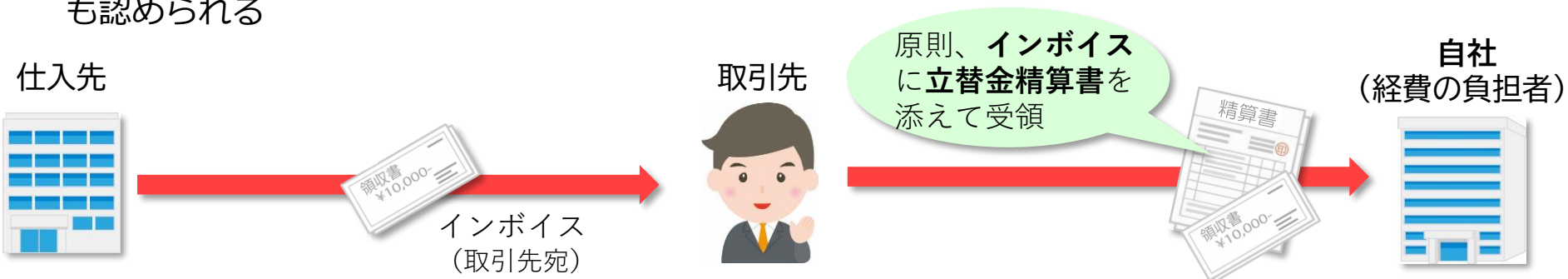
媒介者交付



○ 立替金精算書

立替金精算書の交付方法

- > 取引先に経費を立替払してもらった場合、“取引先名”の宛名のインボイスの保存では控除不可であり、取引先が作成した「**立替金精算書**」により、**自身の仕入れであることを明確にする必要**
- > ただし、仕入先や経費の負担者が大量でコピーが困難などの事情がある場合、取引先名の**インボイス**を取引先において**保存**し、自社は「**立替金精算書**」の**みの保存**をもって仕入税額控除を行うことも認められる



○ 消費税額等の端数処理③（パターン別）

インボイスの端数処理パターン

- > 1枚の書類にインボイスと媒介者交付インボイス、代理交付、複数社の支払先に係る立替金精算書など**複数の書類の内容をまとめて記載**することも可能
- > その際の、消費税額等の端数処理は、**まとめて計算していい場合とそうでない場合がある**

インボイス × 媒介者交付インボイス
（自身の売上と他者の売上が混在）

対価の額	税率	税額
11,345	10%	1,134
9,987	8%	798
媒 12,549	10%	1,254
媒 12,345	8%	987
計 23,894	➡ 10% ➡	2,389
計 22,332	➡ 8% ➡	1,786

⇒ まとめて端数処理してOK
（分けて計算することも可能）

インボイス × 代理交付
（自身の売上と他者の売上が混在）

	対価の額	税率	税額
当社分 (T123...)	11,345 ➡ 10% ➡		1,134
	9,987 ➡ 8% ➡		798
●社分 (T234...)	12,549 ➡ 10% ➡		1,254
	12,345 ➡ 8% ➡		987
計	23,894 10%		2,389
計	22,332 8%		1,786

⇒ まとめて端数処理不可
（分けて計算する必要）

複数社分の立替金精算書
（複数の仕入先分を精算）

支払先	対価の額	税率	税額
〇〇社	11,345	10%	1,134
△△社	12,549	10%	1,254
◇◇社	9,987	8%	798
☆☆社	12,345	8%	987
計	23,894 ➡ 10% ➡		2,389
計	22,332 ➡ 8% ➡		1,786

⇒ まとめて端数処理してOK
（分けて計算することも可能）

○ 消費税額等の端数処理④（税抜・税込が混在する場合）

請求書上、税抜・税込が混在する場合の端数処理

- > インボイスに記載する消費税額等は、「1 インボイス当たり税率ごとに1回」とされている。
- > そのため、**税抜商品**と**税込商品**が混在する場合には、**どちらかに統一して計算**するのが基本となる。

税込化するパターン

- ① 116円（税抜）
- ② 100円（税込）

【税込化して合計】

$$\begin{aligned} \text{①} &: 116\text{円} \times 1.1 = 127.6 \\ \text{①} + \text{②} &= 227.6\text{円（税込）} \end{aligned}$$

【消費税額】

$$\begin{aligned} \text{A} \quad &227.6 \times 10/110 = 20.69\cdots \\ &\Rightarrow \boxed{20\text{円 or } 21\text{円}} \quad \star \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{B} \cdot &\boxed{227} \times 10/110 = 20.63\cdots \\ \star &\quad \text{OR} \\ &\cdot \boxed{228} \times 10/110 = 20.72\cdots \\ &\Rightarrow \boxed{20\text{円 or } 21\text{円}} \quad \star \end{aligned}$$

税抜化するパターン※

- ① 100円（税抜）
- ② 100円（税込）

【税抜化して合計】

$$\begin{aligned} \text{②} &: 100\text{円} \times 100/110 = 90.90\cdots \\ \text{①} + \text{②} &= 190.90\cdots\text{円（税抜）} \end{aligned}$$

【消費税額】

$$\begin{aligned} \text{A} \quad &190.90\cdots \times 10\% = 19.09\cdots \\ &\Rightarrow \boxed{19\text{円 or } 20\text{円}} \quad \star \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{B} \cdot &\boxed{190} \times 10\% = 19 \\ \star &\quad \text{OR} \\ &\cdot \boxed{191} \times 10\% = 19.1 \\ &\Rightarrow \boxed{19\text{円 or } 20\text{円}} \quad \star \end{aligned}$$

ポイント

☆の段階で「端数処理」1回

インボイスに記載すべき消費税額等の計算※において1円未満の端数が生じた場合、「端数処理」を行う。

※ 税抜価額 $\times 10\%$ (8%)
税込価額 $\times 10/110$ (8/108)

★での端数処理は「対価の額（税込・税抜）」の計算（＝値決め）であり、消費税法上の「端数処理」ではない

※ たばこなど法令等で“税込み”の小売定価が定められている商品等は、税抜化せずに消費税額を算出して差し支えない。

○ インボイス制度における税額計算方法

税額計算

- > インボイス制度においては、売上に係る消費税額・仕入に係る消費税額ともに、インボイス（インボイスの写し）に記載された「消費税額等」の積上げ計算も認められる
- > ただし、売上に係る消費税額を積上げ計算する場合、仕入に係る消費税額についても積上げ計算することが求められる

売上に係る消費税額	仕入に係る消費税額
割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税標準額（税抜） $\times 7.8/100$ （軽減対象：6.24/100）	インボイス積上げ計算 インボイスに記載された消費税額の合計額 $\times 78/100$
積上げ計算 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 $\times 78/100$	帳簿積上げ計算 帳簿に記載した消費税相当額※ $\times 78/100$ ※ 端数は切捨て又は四捨五入
	割戻し計算 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入に係る支払対価の額（税込） $\times 7.8/110$ （軽減対象：6.24/108）


選択不可

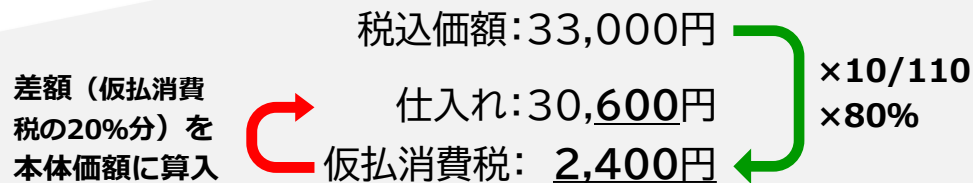
※ 売上に係る消費税額は、割戻し計算と積上げ計算の併用が可能だが、その場合も、仕入に係る消費税額につき割戻し計算は不可

○ 仮払消費税等の額の経理方法

インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経過措置対象仕入れ）

- インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて、経過措置（80%・50%控除）の対象となることを踏まえ、**税抜経理を行う事業者**においては、インボイス制度導入前の仮払消費税等の額の**80%・50%相当額を仮払消費税等の額とし、残額を仕入れ等の価額**として所得税や法人税の所得金額の計算を行うのが原則（簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者も同様）。

総勘定元帳（仕入れ）				（株）〇〇
月	日	摘要	経過措置の対象である旨※1	借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	30,600
			（仮払消費税等）	（2,400）



※1 簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者については、消費税の計算上、経過措置の適用はないため、「経過措置の対象である旨」の記載は不要

- 令和6年度税制改正の大綱を受け、法令解釈通達が改正され、以下の方法も認められることとなった（令和5年10月1日以降の取引について適用が可能）。

全事業者

仮払消費税等を計上しない方法

総勘定元帳（仕入れ）				（株）〇〇
月	日	摘要	経過措置の対象である旨※2	借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	33,000
			（仮払消費税等）	（0）

※2 仮払消費税等の計上はないものの、消費税の計算上、経過措置を適用するのであれば、「経過措置の対象である旨」の記載は**必要**（簡易課税制度や2割特例の適用がある事業者は不要）

簡易課税・2割特例適用者のみ

インボイス制度導入前と同様の額の仮払消費税等を計上する方法

継続適用が要件

⇒ 結果、受領した請求書等が適格請求書か否かの確認は**不要**となる。

総勘定元帳（仕入れ）				（株）〇〇
月	日	摘要		借方
11	3	（株）◇◇ 雑貨	80%対象	30,000
			（仮払消費税等）	（3,000）

経過措置の対象である旨は**不要**

○ インボイス制度における特例①

インボイス交付義務免除・帳簿のみ保存で仕入税額控除可能な特例

- 事業の性質上、インボイスを**交付することが困難**な一定のものは、**インボイスの交付義務が免除**される。インボイスの**交付を受けることが困難**な一定の場合は、（売り手のインボイス交付義務の有無にかかわらず）買い手は一定の記載をした**帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

＜売り手の特例＞

＜適格請求書の交付義務免除＞

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売り手のインボイス交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

＜買い手の特例＞

＜卸売市場、農協等が発行した書類の保存＞

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入

＜帳簿のみ保存＞

- 1万円未満の課税仕入れ【R5税制改正】
※ 基準期間の課税売上高が1億円以下など一定規模以下である事業者に限る（令和11年9月30日までの取引）
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- インボイス発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

次ページへ

○ インボイス制度における特例②（出張旅費等特例）

出張旅費等特例

- > 従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当等（以下「出張旅費等」という。）のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存による仕入税額控除が可能。
- > この点、出張旅費等に係る**社内規程や基準の有無にかかわらず**、また、**概算払いによるものか、実費精算によるものかにかかわらず**、**通常必要であると認められる部分※は特例の対象**となる。

※ 「通常必要であると認められる部分の金額」は、所得税基本通達9-3《非課税とされる旅費の範囲》の例により判定する（＝所得税が非課税の範囲で特例の対象となる）。なお、「通常必要であると認められる部分の金額」を超える部分は使用人等に対する「給与」として、仕入税額控除の対象外となる。



【ケース①】 社内規程で、「1回の旅行当たり3,000円」とある一方、所得税非課税の範囲は10,000円と認められる場合に、8,000円支給した ⇒ 8,000円が特例対象となる。

【ケース②】 何らの規定もないが、社員が出張にかかった交通費10,000円を実費で請求してきたので、支払った ⇒ 10,000円が通常必要と認められるのであれば、特例対象となる(注)。

(注) 実費精算が用務先に直接支払っているものと同視しうる場合、通常必要と認められる範囲か否かに関わらず、インボイスの保存により仕入税額控除が可能。その場合、3万円未満の公共交通機関など、他の特例の対象になるものであれば、帳簿のみの保存で仕入税額控除可能

○ 特例を受ける場合の帳簿の記載①

インボイス保存不要特例の対象取引

- > インボイスの保存が不要とされる特例の対象となる仕入れについては、帳簿に「課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)」「特例の対象となる旨」の記載が必要となる

【税抜経理】

総勘定元帳（旅費交通費）			(株)〇〇	
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	△△タクシー	1,700	
		(仮払消費税等)	(170)	
11	2	J R 東日本 運賃 ◆	600	
		(仮払消費税等)	(60)	
⋮	⋮	⋮	⋮	

◆はインボイス不要特例（公共交通機関特例）対象

【記載事項】

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

⇒ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者に当たるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要となる

○ 特例を受ける場合の帳簿の記載②

インボイス保存不要特例の対象取引（自販機特例・回収特例）



○ 帳簿への住所等記載不要【R6年度改正】

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる**自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満の少額なものに限る。）**については、**帳簿への住所等の記載が不要**とされた。

なお、**令和5年10月1日以後**に行われる上記の仕入れについて、運用上、**記載がなくとも改めて求めないこと**とされた。

- 会議の際に提供する飲料（1本150円）を自動販売機で20本（3,000円）購入した場合

総勘定元帳（会議費） ※は軽減税率対象品目				
XX年		摘要	借方	
月	日			
2	8	〇〇市 自販機 飲料※	3,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

- 従業員の福利厚生目的で〇〇施設の入場券（1枚2,000円）を4枚（8,000円）購入した場合

総勘定元帳（福利厚生費）				
XX年		摘要	借方	
月	日			
2	8	〇〇市 〇〇施設入場券	8,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	

結果として、

2	8	自販機 飲料※	3,000
2	8	〇〇施設入場券	8,000

このような記載になるが、ここでいう「自販機」「〇〇施設入場券」という記載は「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」及び「特例の対象となる旨」の双方を表すものとなる。

ポイント

令和5年10月1日以降の取引から、住所等の記載は不要となる。

○ インボイス記載税額と帳簿の消費税等とのズレ

インボイスの端数処理ルールにより帳簿の消費税額等の記載金額にズレが生じる可能性

- > インボイスに記載すべき消費税額等の額は、1 インボイス当たり税率ごとに1回の端数処理というルールがある一方、税抜経理を行った場合の仮受消費税額等の計上については、消費税法上、そのタイミングも、端数処理方法にもなんらルールはないため、ズレが生じる可能性がある。
- > 売上税額の積上げ計算を行っている場合には、ズレが生じたとしても強いて調整する必要はないものの、割戻し計算をする場合には、調整を行う必要がある。

納品書				納品書			
11月2日 ※軽減対象				11月21日 ※軽減対象			
雑	貨	1,289		雑	貨	1,289	
飲食料品※		1,935		飲食料品※		1,935	
飲食料品※		2,561					

請求書			
株〇〇御中 (株)△△ (T1234…)			
●年11月分	請求金額	9,781円	
(取引内容は納品書に記載)			
10%対象	2,578円	税	258円
8%対象	6,431円	税	514円

税額は
四捨五入

割戻し計算を行う場合…

ズレの4円を
税率ごとに調整※

総勘定元帳 (売上げ)			※は軽減税率対象	(株)〇〇
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	雑貨	税額は切捨て	1,289
		(仮受消費税等)		(128)
		飲食料品 ※		1,935
		(仮受消費税等)		(154)
		飲食料品 ※	標準税率税額 256	2,561
		(仮受消費税等)	軽減対象税額 512	(204)
11	21	雑貨	総 額 9,777	1,289
		(仮受消費税等)		(128)
		飲食料品 ※		1,935
		(仮受消費税等)		(154)
		仮受消費税等 (10%対象)		2
		仮受消費税等 (8%対象)		2

※ 課税期間における課税売上げに占める軽減税率と標準税率の比率で按分する方法も合理的と認められる。

登録通知が未達の場合の対応

Q 今年、新規開業し、期首から登録を受けるべく登録申請をしたものの、まだ通知が届きません。どのようにインボイスを交付すればいいのでしょうか？

✓ 例えば、次のような対応が考えられます。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付する**



まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付しなおす**

番号を入れたインボイスは改めて交付します



通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせする**

請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります



☞ 事後的な交付が困難な小売店等は、次のような対応が可能です。

事前に**インボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中です。まだ通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって…

事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は『T1234…』となります。●月●日（登録通知日）までのレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、**当ページを印刷する**などの方法により、レシートと併せて保存してください。

買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



T1234…です

登録番号を教えてください



インボイスの適正性の確認

Q 売手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

✓ **インボイスの適正性**（番号が有効かどうか）については、**事業者においてご確認**いただく必要があります。

☞ ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ、判断※することになります。



最初の1回

【継続的取引先(大手)】



年1回

【継続的取引先(小規模)】



取引時に確認

【新規・単発の取引先】

※ 登録は、**自ら届出等しない限り有効**であり、**取消しも課税期間(原則1年)単位でしかできない**ため、これらも踏まえてご確認ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称（屋号）が異なる場合はどうすればいいですか？

✓ 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用いただくものであり、その**有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。**

T9876543210987

検索

登録番号
T9876543210987

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイトへ」

法人番号公表サイトへ

名称又は屋号
国税商事株式会社

スーパー〇〇

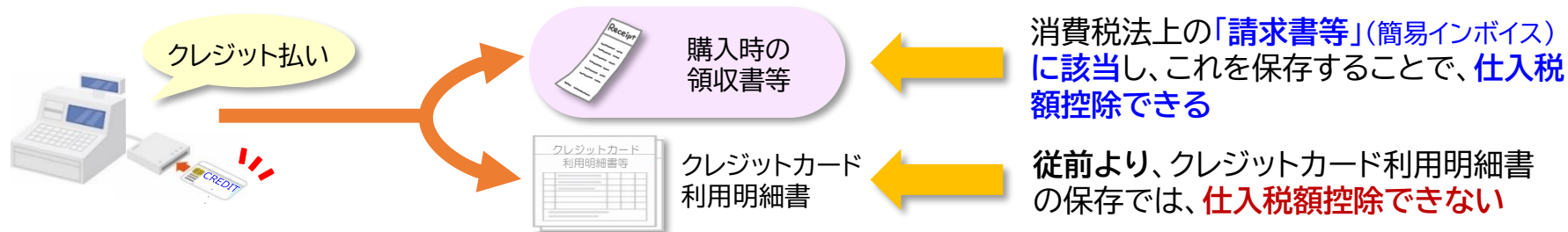
不一致？

登録番号が有効であれば、正しいインボイスとして**仕入税額控除**できる

クレジットカード利用の場合

Q クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

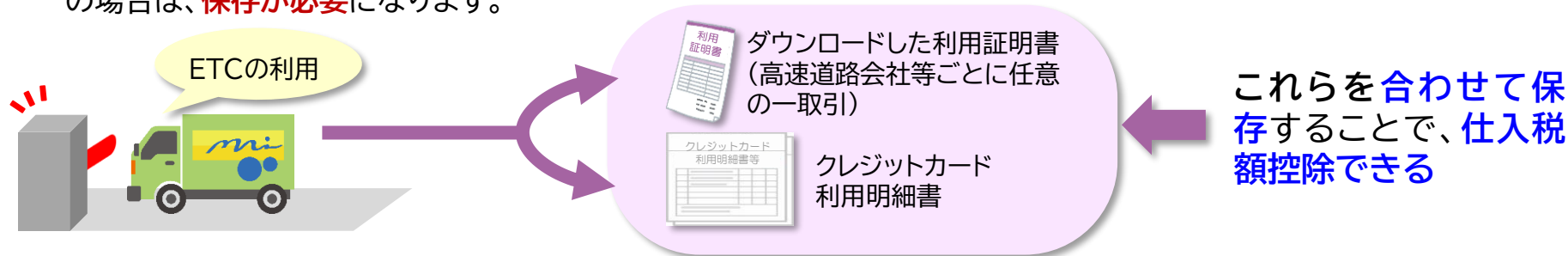
- ✓ **クレジットカード利用明細書**は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**その保存のみで仕入税額控除はできません。**



- ☞ ただし、例えば、**少額特例の対象となる取引**や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、**インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引**については、**クレジットカード利用明細書に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。**



- ☞ また、**ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書**は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、**保存が必要**になります。



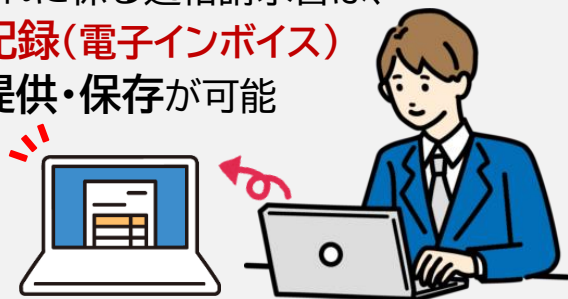
インボイスの電磁的記録による保存(ダウンロード不要)について

電子インボイスのダウンロード不要の保存について

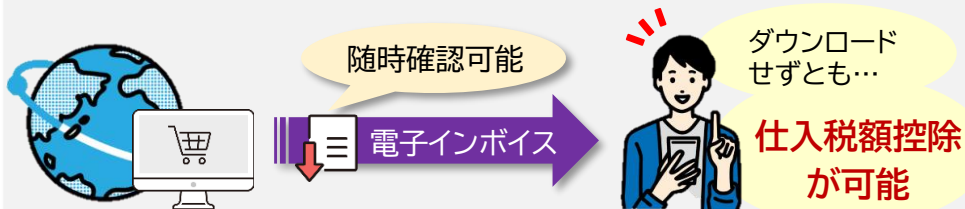
- > 適格請求書等に係る電磁的記録（電子インボイス）の保存は、**電子帳簿保存法に準じた方法により保存する必要がある**（仕入税額控除の観点からは、書面で打ち出して保存も認められる）。
- > 電子インボイスは、**ECサイトのマイページなどで税法に定める保存期間、検索可能な形※で随時確認**できるような状態であれば、**ダウンロードは不要で仕入税額控除可能**

※ 電帳法上、一定の規模以下の事業者の方など、検索要件が不要とされている事業者にとっては、ECサイトにおいて検索可能となっている必要はありません。

課税仕入れに係る適格請求書は、**電磁的記録(電子インボイス)**による提供・保存が可能



電子インボイスが、ECサイトのマイページなどで税法に定める保存期間、検索可能な形で**随時確認**できるような状態であれば、**ダウンロードは不要**となる。



このような場合に活用可能

インボイスが電子でしか提供されない場合

インボイスは**専用サイト**から**DL**してください

毎月、毎回DLするのは大変...



⇒ DLできる状況にあれば、実際にDLしなくてもOK

オンラインでクレジットカード決済により仕入れを行った場合

インボイスは電子で

手元にはクレジットカード明細のみ



⇒ クレカ明細で仕入税額控除の計算が可能

○ インボイス制度後の税務調査の運用について

令和5年8月25日 適格請求書
等保存方式の円滑な導入等に係
る関係府省庁会議資料より作成

- これまでも、保存書類の軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。
 - ・ 従来から、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者を対象に重点的に実施。

- 仮に、調査等の過程で、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミスを把握しても、
 - ・ インボイスに必要な記載事項を他の書類等※で確認する、
 - ※ 相互に関連が明確な複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能。
 - ・ 修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応を行う。

- まずは制度の定着を図ることが重要であり、柔軟に対応していく。

○ 事業者の方に対する支援措置など

各種補助金のお知らせ

インボイス制度への対応に取り組む事業者の方へ
各種支援策があります。

詳しくは、リーフレット等をご確認ください。

インボイス制度への対応に
取り組む事業者の方へ各種
支援策のご案内



インボイス制度への対応に
取り組む皆様へ
各種支援策のご案内

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの
インボイス制度特設サイトをご覧ください。
制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

インボイス制度への対応に関する相談窓口

- 税理士へのオンラインでの相談体制を確保しています。【税理士向け】
インボイス制度対応に関する税務相談等を実施しています。【税理士向け】
- 【詳細は裏面へ】
- 商工会・商工会議所及びようす支援拠点等による税理士
税対応、専門家派遣、相談会の開催等を実施しています。

進捗率向上を支援する施策

デジタル化によるインボイス対応
にかかる事務負担の軽減

- IT導入補助金に、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・
レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型
では、取引関係における受発注者の中小企業等が複数利用可能な場合に、発
注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

【詳細は裏面へ】

本冊は「本冊（左ページ）と裏面（右ページ）」で構成されています。
裏面が無い受発注者向けと、裏面が有る受発注者向けとがあります。

<税理士へのオンラインでの相談>

インボイス対応に伴う税務相談や登録の難点に関して、どのように検討すればよ
いかなどについて、税理士にオンラインで相談することができます。

※まずは事務局の電話で相談内容をお伺いします。ご相談内容によっては、他の窓口にご相談する
場合があります。

お問い合わせ先：
中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口
一般電話 045-530-1361
ナビダイヤル 0570-028-045
受付時間 9時～17時（土日祝は除く）
<https://chusho-invoice.go.jp/>

※詳細は裏面へ

<IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・
レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型
では、取引関係における受発注者の中小企業等が複数利用可能な場合に、発
注者（大企業を含む）がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型	インボイス対応類型
補助事業名	大企業等	中小企業・小規模事業者等
補助率	1/2	2/3
補助額	～350万円	50万円以下
補助対象経費	インボイス制度に準拠 した受発注ソフト	インボイス制度に準拠した 会計・受発注・決済ソフト

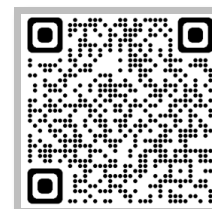
※（1）小規模事業者については補助率は3/4、中小企業については補助率は3/4、
※（2）補助額の上限は補助事業の種類により異なります。補助額の上限は50万円以下です。（※小規模事業
者は4/5、50万円以下については3/4）

※お問い合わせ先：
サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
0570-666-376
<https://it-shien.ssmj.go.jp/>

その中で、インボイス制度への対応に関連する補助金として、
IT導入補助金があります。

これは、会計ソフトや受発注システム等の導入に対する補助金です。

「IT導入補助金」でIT
導入・DXによる生産性
向上を支援



対象 中小企業・小規模事業者等

補助額 ITツール ～50万円（小規模事業者補助率 4/5、中小企業については3/4）、
50～350万円（補助率 2/3）

PC・タブ
レット等 ～10万円（補助率 1/2）

レジ・
券売機等 ～20万円（補助率 1/2）

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費等

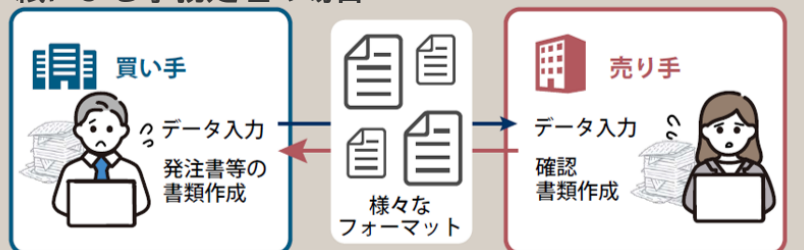


○ 事業者の方に対する支援措置など

業務や税務手続のデジタル化のメリット

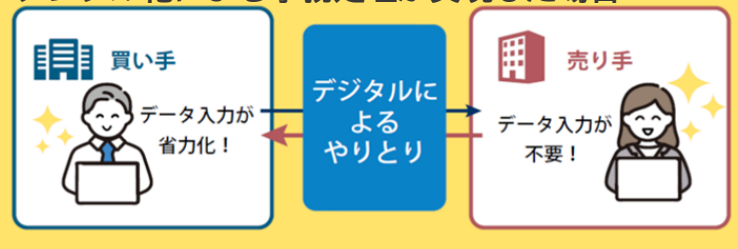
- > 事業者が日頃行う事務処理をデジタル化することにより、正確性の向上や書類保存コストの低減等といったメリットがあると考えています。

紙による事務処理の場合



- ・取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

デジタル化による事務処理が実現した場合

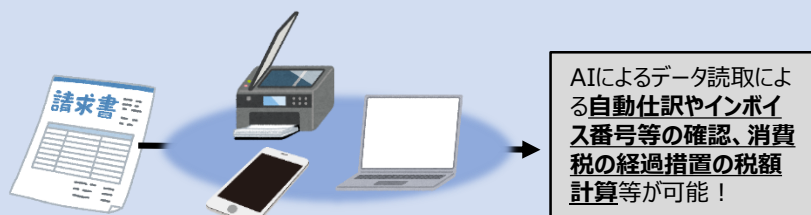


- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放!
- ・ミスが減って業務がスピードアップ!
- ・本来やるべき業務に集中して売上アップ!
- ・書類の保存コストが減少!

デジタル化のためには・・・

スキャナ保存やスマホ保存によるAI-OCR機能やデジタルインボイスに対応した製品の利活用が効果的です!

AI-OCR (紙のデータ化)



デジタルインボイス (デジタル to デジタル)

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一貫通貫で自動化!



インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するお問い合わせ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

○ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く。）
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○ インボイス制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください（インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

インボイス制度特設サイトへ



※ インボイスQ&A…「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和6年4月改訂）](#)」

※ 消費税の一般的な事柄及び手続については、「[消費税のあらまし](#)」等をご覧ください。

参考資料

- 参- 1 簡易インボイスの記載事項
- 参- 2 仕入明細書による対応
- 参- 3 インボイス等の電磁的記録による提供
- 参- 4 消費税の納税について

(参考1) 簡易インボイスの記載事項

インボイスの記載事項

> インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

【記載事項】

- 下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス (適格請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

簡易インボイス (適格簡易請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
		(内 消費税額) ¥24
		(内 消費税額) ¥50
* 軽減税率対象	お預り	¥1,000
	お釣	¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。

(参考2) 仕入明細書による対応

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
«4月分» ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号: T123456... (株) △△
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...	...	...	...	...
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

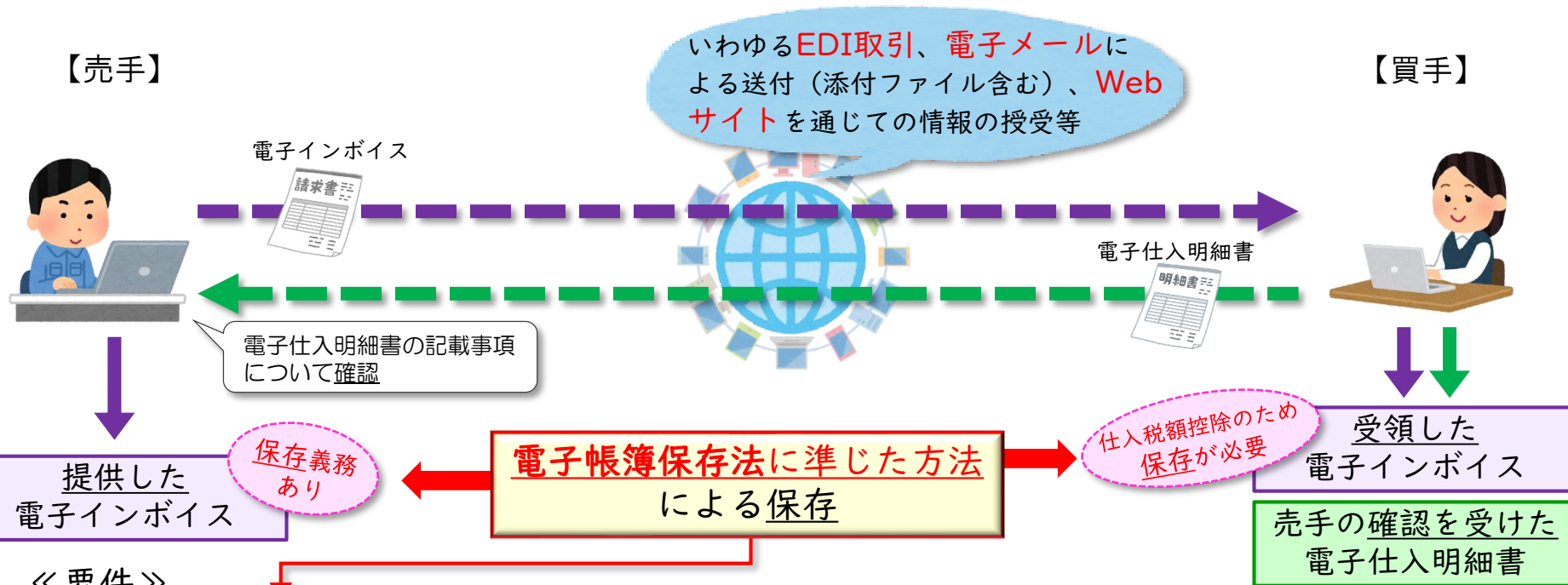
- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

(参考3) インボイス等の電磁的記録による提供

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。



《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
 - ② システム概要書等の備付け
 - ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
 - ④ 検索機能の確保
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

(参考4) 消費税の納税について

納期限（法定納期限）

	確定申告分の納期限（法定納期限）
個人事業者	3月31日（土日の場合は、翌月曜日）
法人事業者	課税期間終了日の翌日から2月以内

納期限までに納税をお願いします！



中間申告分については、
国税庁ホームページを
ご覧ください。



納付手続

国税の納付については、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）や振替納税など様々な納付手続があります。

※ 申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

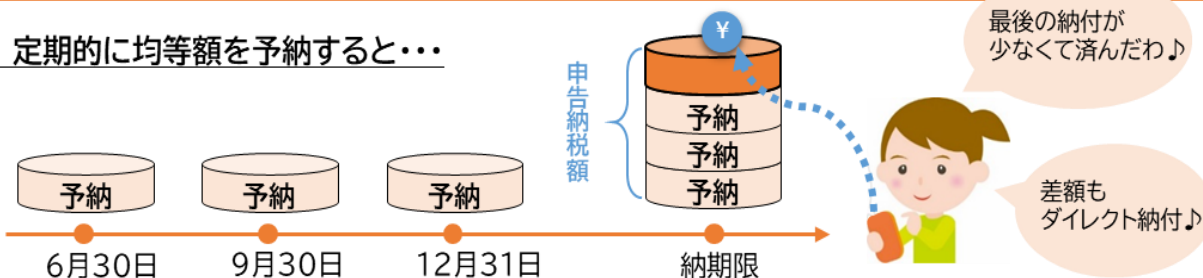
詳しくは、国税庁ホーム
ページをご覧ください。



計画的な納税資金の積立て（予納ダイレクトのご紹介）

「予納ダイレクト」は、①将来に納付が見込まれる国税を、②e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、③指定した期日に**予**（あらかじめ）め**納**付できる手続です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減

✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

詳しくは、国税庁ホーム
ページをご覧ください。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

納期限までに納税できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁ホーム
ページをご覧ください。

